

証券コード 2780  
平成27年6月8日

株主各位

名古屋市中区大須三丁目25番31号

**株式会社 コメ兵**

取締役社長 石原卓児

## 第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後7時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 名古屋市中区葵三丁目16番16号  
メルパルクNAGOYA 2階 瑞雲（東）  
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第37期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第37期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件
- 第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.komehyo.co.jp>) に掲載させていただきます。

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.komehyo.co.jp>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

また、会計監査人や監査役会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表も含まれます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による金融緩和を背景に、緩やかな回復基調を続けております。個人消費におきましては、円安に伴い外国人旅行客の増加による消費の下支えがあったものの、平成26年4月に実施された消費税増税や物価上昇による実質所得の低下の影響等により先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の下、当社グループは、中期戦略に基づき様々な販売促進施策を実施し、既存店の安定成長と、新規出店によるシェア拡大を図りました。消費税増税前の駆け込み需要の反動減に対応するための各種販促施策に伴う販売費増加、及び、新規出店に伴う人員増加等による人件費増加があったものの、円安基調に伴う外国人旅行客への免税販売や活況なりユース業界を背景としたオークション等中古品取扱事業者向けの売上高が好調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は431億9千9百万円（前期比7.4%増）、営業利益は31億2千9百万円（同4.3%増）、経常利益は31億6千2百万円（同5.8%増）、当期純利益は20億4千万円（同11.2%増）の増収増益となりました。

また、株式会社コメ兵の単体の当事業年度の業績につきましては、売上高385億7百万円（同9.5%増）、営業利益27億7千3百万円（同3.7%増）、経常利益28億1千5百万円（同5.3%増）、当期純利益18億3千万円（同11.8%増）の増収増益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### <ブランド・ファッション事業>

ブランド・ファッション事業では、平成26年5月に「KOMEHYO 渋谷公園通り店」（東京都渋谷区）、平成26年8月に「KOMEHYO あべの店」（大阪市阿倍野区）、平成26年10月に「USED MARKET by KOMEHYO 大須店」（名古屋市中区）をオープンいたしました。平成27年3月には「KOMEHYO 買取センター有楽町」（東京都千代田区）をオープン、「LINK SMILE イオンモール名古屋みなと店」（名古屋市港区）を閉店いたしました。この結果、当連結会計期間末の店舗数は、「KOMEHYO」17店舗、「KOMEHYO買取センター」5店舗、「LINK SMILE」7店舗、「USED MARKET」4店舗となりました。

中古品仕入高につきましては、積極的な買取促進活動が奏功し、また、新規出店もあったことから個人買取が概ね順調に推移し、個人買取仕入高は174億3千8百万円（前期比9.7%増）となりました。

売上高につきましては、高額商品を中心に消費税増税前の駆け込み需要の反動減がみられましたが、免税販売が伸びたことに加え、オンラインストアの強化、中古品取扱事業者向けの販売施策が奏功し、順調に推移いたしました。

営業利益につきましては、各種販売施策の強化に伴う販売費の増加、並びに新規出店による人員増加に伴う人件費の増加等があったものの、外国人旅行者向け免税売上高、中古品取扱事業者向け売上高が好調に推移したことから増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当セグメント売上高は388億7千4百万円（前期比9.6%増）、営業利益は29億7千9百万円（同7.8%増）の増収増益となりました。

#### <タイヤ・ホイール事業>

タイヤ・ホイール事業の当連結会計年度末の店舗数は、15店舗であります。

当連結会計年度は、消費税増税前の駆け込み需要の反動減により、タイヤを中心に自動車用品小売業界全体が弱含みで推移し、売上高が伸び悩んだことから、前期に比べ減収減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当セグメント売上高は42億3千2百万円（前期比8.7%減）、営業利益は1億2千4百万円（同40.6%減）となりました。

### ＜その他の事業＞

当連結会計年度末の主な不動産賃貸物件は5カ所であります。

当連結会計年度の当セグメント売上高は1億3千4百万円（前期比4.5%減）、営業利益は2千5百万円（同2.3%減）となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は5億4千万円でありま  
す。

その主なものは、下記のとおりであります。

|     | 店舗名等                               | 開設日         |
|-----|------------------------------------|-------------|
| 改 装 | KOMEHYO買取センター大須（名古屋市中区）            | 平成26年8月30日  |
|     | KOMEHYO新宿店（東京都新宿区）                 | 平成26年9月5日   |
|     | KOMEHYO名古屋本店本館（名古屋市中区）             | 平成27年1月30日  |
| 出 店 | KOMEHYO渋谷公園通り店（東京都渋谷区）             | 平成26年5月31日  |
|     | KOMEHYOあべの店（大阪市阿倍野区）               | 平成26年8月8日   |
|     | USED MARKET by KOMEHYO 大須店（名古屋市中区） | 平成26年10月11日 |
|     | KOMEHYO買取センター有楽町（東京都千代田区）          | 平成27年3月23日  |

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新規出店及び個人買取額の増加に必要な資金として、金融機関より短期借入金5億円及び長期借入金5千万円の資金調達を実施いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 34 期<br>(平成24年3月期) | 第 35 期<br>(平成25年3月期) | 第 36 期<br>(平成26年3月期) | 第37期(当期)<br>(平成27年3月期) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 売 上 高 (千円)                | 28,914,269           | 34,368,221           | 40,212,001           | 43,199,688             |
| 経 常 利 益 (千円)              | 1,369,436            | 2,096,729            | 2,988,627            | 3,162,247              |
| 当 期 純 利 益 (千円)            | 761,503              | 1,251,508            | 1,834,718            | 2,040,233              |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 69.50                | 114.22               | 167.45               | 186.21                 |
| 総 資 産 (千円)                | 18,912,761           | 20,170,534           | 23,306,435           | 24,632,824             |
| 純 資 産 (千円)                | 12,381,457           | 13,453,891           | 15,059,283           | 16,791,216             |
| 1 株 当 たり<br>純 資 産 額 (円)   | 1,130.04             | 1,227.92             | 1,374.44             | 1,532.52               |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 34 期<br>(平成24年3月期) | 第 35 期<br>(平成25年3月期) | 第 36 期<br>(平成26年3月期) | 第37期(当期)<br>(平成27年3月期) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 売 上 高 (千円)                | 28,336,752           | 30,251,702           | 35,176,905           | 38,507,651             |
| 経 常 利 益 (千円)              | 1,349,099            | 1,826,504            | 2,672,665            | 2,815,312              |
| 当 期 純 利 益 (千円)            | 696,643              | 1,090,535            | 1,637,495            | 1,830,134              |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 63.58                | 99.53                | 149.45               | 167.03                 |
| 総 資 産 (千円)                | 16,912,854           | 18,306,783           | 20,931,224           | 21,823,969             |
| 純 資 産 (千円)                | 12,316,597           | 13,228,058           | 14,636,054           | 16,157,125             |
| 1 株 当 たり<br>純 資 産 額 (円)   | 1,124.12             | 1,207.31             | 1,335.82             | 1,474.64               |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                          | 資本金      | 出資比率   | 主要な事業内容                          |
|------------------------------|----------|--------|----------------------------------|
| 株式会社クラフト                     | 72,000千円 | 100.0% | 乗用車タイヤ、アルミホイール、自動車用品及び部品の販売サービス等 |
| 株式会社KOMEHYO<br>オークション        | 20,000千円 | 100.0% | オークションの運営事業等                     |
| 株式会社オートパーツ<br>KOMEHYO        | 30,000千円 | 100.0% | 自動車関連オリジナル部品及び用品の企画販売等           |
| KOMEHYO HONG KONG<br>LIMITED | 61,508千円 | 100.0% | 中古品の仕入及び販売等                      |

### (4) 対処すべき課題

「モノあまり」に伴う循環型社会への移行を背景として、低価格かつ高品質な中古品に対する需要は、今後も高まっていくものと思われます。このため、リユース業界におきましては、各競合企業の成長及び新規参入企業の増加に伴い、買取面における競争の激化、販売面における顧客による店舗の選別化が更に進んでいくものと予想されます。

このような環境の下、当社グループは、創業以来培ってきたノウハウや実績を基に、中長期的な経営戦略として関東、関西や中部等の大都市におけるブランドリユースショップ「KOMEHYO」の出店展開、買取センター及び「LINK SMILE」の随時出店、タイヤ・ホイール事業の中古品取扱強化、オンラインストアの充実・強化等を行い、積極的に新たな営業施策に取り組んでいくことによって、他社と一線を画したリユース企業グループとしてのブランドを確立し、リユース市場をリードしていくことを目指してまいります。

このためには、グループとしてのシナジーを追求し、顧客満足度の向上、商品販売力の強化、中古品買取体制の強化、人材育成の強化、組織力の強化・効率化等に取り組むことにより、価値ある中古品を核とした魅力ある店舗づくりを推進し、今後もより多くのお客様に満足と感動を提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、ブランド・ファッション事業、タイヤ・ホイール事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

＜ブランド・ファッション事業＞

中古品をメインとした宝石・貴金属、時計、バッグ、衣料、きもの、カメラ、楽器等の買取・仕入・販売及びオークション運営を行っております。

＜タイヤ・ホイール事業＞

新品及び中古品の乗用車用タイヤ、アルミホイール、自動車用品及び部品の販売サービス等を行っております。

＜その他の事業＞

所有不動産等の不動産賃貸を行っております。

(6) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

|                              |                                                                                                                    |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当社                           | 本社：名古屋市中区<br>商品センター：名古屋市守山区<br>愛知県13店舗、長野県1店舗、東京都9店舗、<br>神奈川県1店舗、千葉県1店舗、埼玉県1店舗、<br>大阪府4店舗、兵庫県1店舗、京都府1店舗、<br>広島県1店舗 |
| 株式会社クラフト                     | 本社：名古屋市中川区<br>愛知県6店舗、岐阜県3店舗、三重県2店舗、<br>静岡県1店舗、神奈川県2店舗、埼玉県1店舗                                                       |
| 株式会社KOMEHYO<br>オークション        | 本社：名古屋市中区                                                                                                          |
| 株式会社オートパーツ<br>KOMEHYO        | 本社：名古屋市中区                                                                                                          |
| KOMEHYO HONG KONG<br>LIMITED | 本社：中華人民共和国（香港）                                                                                                     |



(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分          | 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-----------|-------------|
| ブランド・ファッション事業 | 455(294)名 | 74名増(41名増)  |
| タイヤ・ホイール事業    | 98(7)     | 4名増(2名減)    |
| その他の事業        | —         | —           |
| 合計            | 553(301)  | 78名増(39名増)  |

(注) 使用人数の( )内は外書きで、臨時従業員等の年間の平均人員を記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 455名 | 74名増      | 32.4歳 | 6.7年   |

(注) 上記使用人数には、臨時従業員等(294名)は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額         |
|---------------|-------------|
| 株式会社りそな銀行     | 1,625,363千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 875,000     |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 18,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,257,000株
- ③ 株主数 5,661名

### ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                     | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------------------|----------|---------|
| 石 原 卓 児                   | 893,700株 | 8.15%   |
| 株 式 会 社 I - B E L I E V E | 880,000  | 8.03    |
| 株 式 会 社 S I               | 740,000  | 6.75    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 711,700  | 6.49    |
| 石 原 司 郎                   | 564,100  | 5.14    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 543,000  | 4.95    |
| 島 澤 正 子                   | 402,000  | 3.66    |
| 株 式 会 社 K I               | 350,000  | 3.19    |
| コ メ 兵 社 員 持 株 会           | 331,922  | 3.02    |
| 島 澤 忠 史                   | 329,400  | 3.00    |

(注) 持株比率は自己株式(300,369株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                   |
|----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 石 原 司 郎   |                                                                           |
| 代表取締役社長  | 石 原 卓 児   | 営 業 本 部 長                                                                 |
| 専務取締役    | 山 田 康 雄   | 管 理 本 部 長 兼 経 営 企 画 担 当                                                   |
| 常務取締役    | 沢 田 登 志 雄 | 商品管理本部長<br>兼株式会社KOMEHYOオークション代表取締役社長<br>兼KOMEHYO HONG KONG LIMITED代表取締役社長 |
| 常務取締役    | 瀬 古 正     | 営業企画・営業サポート・WEB事業担当<br>兼株式会社クラフト代表取締役社長<br>兼株式会社オートパーツKOMEHYO代表取締役社長      |
| 取 締 役    | 鳥 田 一 利   | 管 理 副 本 部 長 兼 I R 担 当 兼 内 部 統 制 担 当                                       |
| 常勤監査役    | 小 崎 誠     |                                                                           |
| 監 査 役    | 村 松 豊 久   | 村 松 豊 久 法 律 事 務 所 弁 護 士                                                   |
| 監 査 役    | 江 原 幹 夫   |                                                                           |

(注) 1. 常勤監査役小崎誠氏、監査役村松豊久氏及び監査役江原幹夫氏は、社外監査役であります。

2. 当事業年度中の役員の地位及び担当の変更は次のとおりであります。

(平成26年10月1日付の変更)

山田康雄氏は、専務取締役管理本部長兼内部統制・経営企画担当から、専務取締役管理本部長兼経営企画担当に就任いたしました。

鳥田一利氏は、取締役管理本部副本部長兼管理本部経理部長から、取締役管理本部副本部長兼IR担当兼内部統制担当に就任いたしました。

3. 当社は、村松豊久氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(-) | 160,615千円<br>(-)    |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 17,860<br>(17,260)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10<br>(3) | 178,475<br>(17,260) |

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月25日開催の第36回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月25日開催の第30回定時株主総会において年額220万円以内と決議いただいております。

3. 上記報酬等の額には、本総会において第6号議案が原案どおり承認可決された場合の、役員賞与金の支給額を含んでおります。
4. 監査役の報酬等の額には、平成26年6月25日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役村松豊久氏は、村松豊久法律事務所の弁護士であります。当社と村松豊久法律事務所との間に、取引等、特段の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|           | 活動状況                                                                                   |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 小崎 誠  | 当事業年度に開催された取締役会13回すべてに、また、監査役会12回すべてに出席いたしました。金融機関での勤務経験があり、財務面を中心に経営全般について発言を行っております。 |
| 監査役 村松 豊久 | 当事業年度に開催された取締役会13回すべてに、また、監査役会12回すべてに出席いたしました。現役弁護士であり、主にコンプライアンスの見地から発言を行っております。      |
| 監査役 江原 幹夫 | 当事業年度に開催された取締役会13回すべてに、また、監査役会12回すべてに出席いたしました。金融機関での勤務経験があり、財務面を中心に発言を行っております。         |

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づき、社外監査役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、1百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

#### ニ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社監査役3名は、社外監査役であり、経営監視機能の客観性及び公正性は確保されております。

各監査役は、毎月必ず取締役会に参加し、法令、会計及びコーポレート・ガバナンスに関して、それぞれ専門的知識及び経験を活かし、適法性の監査を行うのみならず、経営判断にかかる妥当性についても積極的な意見交換がなされております。以上のことから、現在コーポレート・ガバナンス

は適正に機能しております。

更なる社外取締役の選任についてはコスト増の観点からも適切でないと考えております。

しかしながら、今般当社は、監査等委員会設置会社に移行することにより、現在の社外監査役が社外取締役としての条件を満たすこととなりますので、平成27年6月24日開催予定の第37回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人 東海会計社

#### ② 報酬等の額

|                                     | 支払額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 24,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,300   |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、監査法人東海会計社に対し、産業競争力強化法の生産性向上設備等に係る設備投資計画の事前確認手続業務に対しての対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不解任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。  
なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査役会は、構成員を社外常勤監査役1名、社外非常勤監査役2名（うち1名は現役の弁護士）とし、取締役の業務執行について客観的な立場での監督と厳正な監視を行っております。常勤監査役は、取締役会に限らず社内での重要な会議・プロジェクトに出席し、多角的な視点から取締役の業務執行を監視するとともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査しております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に基づき、取締役会の職務の執行に係る文書等について保存・管理を行っております。また、監査役が求めたときは、取締役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供することとしております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く業務執行上のリスクに対する基本方針として、「リスクマネジメント方針」を定めております。これに基づき経営の健全かつ持続的な成長を目指すとともに、リスクコントロールに努め、経営効率を高め、株主価値及び社会的信用の向上を図っております。

リスクの的確な管理を目的として「リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理推進に関する課題及び対応策を協議する組織として「リスクマネジメント委員会」を設置しております。同委員会は管理本部長を委員長とし、内部統制室を事務局としております。委員会での決定事項等を、取締役会及び他のプロジェクト等へ上程、報告することによって、リスク管理策を社内へ徹底しております。

当社の経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とし、役員及び各部門責任者をメンバーとする「対策本部」を直ちに招集し、迅速に必要な初期対応を行うことにより、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整えております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則として取締役会を毎月1回以上開催し、経営上の意思決定機関として、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、急速な経営環境の変化に迅速かつ確に対応するため、適時に取締役会及び社内プロジェクトを開催することによって、意思決定の迅速化を図っております。

業務執行におけるリスク管理及び内部統制の強化のため、重要な事項については毎月1回の開催を原則とする予算統制会議での多面的な検討を経て慎重に意思決定することとしております。当会議は、構成員を取締役、常勤監査役に加え、各部門責任者とすることにより、全社の意見・問題点等を網羅的に把握し、取締役会の意思決定機能をサポートしております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めております。

事業年度の初めに「経営計画書」を作成し、全社員に対して、経営方針、経営基本目標、中期経営計画及び事業計画、また、これら計画に基づく全社的な目標を明示・徹底しております。各部門は、この目標達成に向け具体案を立案・実行しております。設定した目標については、毎月1回開催する予算統制会議において、取締役、常勤監査役及び各部門責任者により、その達成状況を確認することとしております。

内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査人3名（内部統制室に所属）が全部署を対象として計画的かつ網羅的に実施しております。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて、厳正な監査を行い、また、定期的に代表取締役社長に報告することにより、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図っております。

なお、内部統制室については、管理本部が客観的な評価に基づいた内部監査を実施しております。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、「コンプライアンス基本規程」を定めております。管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会及びコンプライアンス事務局（内部統制室内）を設置するとともに、各部門にコンプライアンス担当者を配置することにより、コンプライアンス教育の徹底及びコンプライアンス体制の整備・維持を図る体制としております。

法令違反その他のコンプライアンスに関する事実の社内報告体制として、コンプライアンス事務局を窓口とするコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を整備・運用しております。



**⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき、その業務遂行状況を把握し、管理を行っております。

子会社の取締役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督し、子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備・運用しております。

当社の内部統制室は、子会社の内部統制システムの整備、運用状況について随時ヒアリング及びモニタリングを実施し、当社の監査役は、当社及び子会社の業務執行の適正性を確保するために内部統制室、会計監査人及び子会社の内部監査部門、及び監査役と情報交換を行い相互連携を図っております。

**⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置しておりませんが、監査役は内部統制室等と連携し、効率的な監査を実施しております。

なお、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人の配置を求めた場合は、取締役会決議により、専任の使用人を配置することとしております。

**⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

該当事項はありません。

**⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

代表取締役社長は、取締役及び監査役が出席する取締役会にて経営計画の実施状況、月次の貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書及びその他の業務執行状況を報告するとともに、営業の状況についても、その都度報告しております。また、常勤監査役は、各種会議議事録、主要な契約書、稟議書等の重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとしております。

**⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制室を設置し、財務報告に係る内部統制について整備及び運用する体制を構築しております。

内部監査人は、その監査結果について定期的に代表取締役社長に報告するとともに、常勤監査役に対しても報告を行っております。また、その都度、常勤監査役と情報交換を行い相互連携を図っております。

常勤監査役は、必要の都度、取締役とともに会計監査人より会計監査の内容について監査参考意見の報告を受ける等、会計監査人と情報交換を行い相互連携を図っております。

常勤監査役は、監査方針及び監査計画案を監査役会に提出して承認を得ております。各監査役は、この監査方針及び監査計画に基づき適切に監査を行っている旨、また、その監査結果について、監査役会にて報告及び検討を行っております。

(注) 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月11日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、創業以来培ってきた中古品ビジネスのノウハウを活かし、高度な専門知識を持った多数のバイヤーによる「買取力」、価値ある中古品を中心に新品をミックスした「商品力」、接客付加サービス及びディスプレイ等の工夫による「販売力」の向上に努め、「品物を売りたい」という買取面のニーズと「この商品が欲しい」という販売面のウォンツを結ぶ“リレーユース”の中継点として、常にお客様の豊かな暮らしづくりを応援することにより、安定的に成長してまいりました。

当社は、今後におきましても、価値ある中古品の安定供給と適正な価格設定、店舗ロイヤリティの向上等によりコメ兵ブランドの浸透を図り、より多くのお客様に満足と感動を提供することによって、安定的な成長と企業価値の向上を目指す所存であります。このためには、中古品ビジネスに対する高い専門知識を持ち、当社の独自性を十分理解した者が、中長期的な視点によって経営を行っていくことが必要と考えております。

### ② 不適切な支配を防止するための取り組み

現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行うものに対して、これを防止するための具体的な取り組み（買収防衛策）を定めておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、社外の専門家を含む「対策本部」を結成し、当該取得者の取得目的、提案内容等を、前記の基本方針及び株主共同の利益等に照らして慎重に判断し、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し実行する所存であります。

---

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては、四捨五入しております。ただし、2. 会社の現況 (1)株式の状況 ④ 大株主 (上位10名) の持株比率の欄につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|----------|------------|---------------|------------|
| (資産の部)   |            | (負債の部)        |            |
| 流動資産     | 16,938,578 | 流動負債          | 6,404,399  |
| 現金及び預金   | 2,799,308  | 買掛金           | 952,783    |
| 売掛金      | 1,365,864  | 短期借入金         | 3,200,000  |
| 商品       | 11,052,658 | 1年内返済予定の長期借入金 | 446,101    |
| 貯蔵品      | 11,211     | リース債務         | 96,393     |
| 繰延税金資産   | 280,703    | 未払金           | 433,961    |
| 預け金      | 613,423    | 未払法人税等        | 453,747    |
| その他      | 815,407    | 賞与引当金         | 441,489    |
| 固定資産     | 7,694,245  | 役員賞与引当金       | 12,890     |
| 有形固定資産   | 5,227,817  | 商品保証引当金       | 12,034     |
| 建物及び構築物  | 3,027,556  | ポイント引当金       | 81,307     |
| 土地       | 1,673,267  | その他           | 273,691    |
| リース資産    | 47,279     | 固定負債          | 1,437,208  |
| その他      | 479,713    | 長期借入金         | 446,578    |
| 無形固定資産   | 283,068    | リース債務         | 74,341     |
| リース資産    | 108,961    | 繰延税金負債        | 38         |
| その他      | 174,106    | 役員退職慰労引当金     | 433,530    |
| 投資その他の資産 | 2,183,360  | 商品保証引当金       | 3,864      |
| 繰延税金資産   | 341,397    | ポイント引当金       | 43,523     |
| 差入保証金    | 1,475,030  | 退職給付に係る負債     | 329,708    |
| その他      | 366,932    | 資産除去債務        | 85,504     |
| 資産合計     | 24,632,824 | その他           | 20,119     |
|          |            | 負債合計          | 7,841,607  |
|          |            | (純資産の部)       |            |
|          |            | 株主資本          | 16,768,828 |
|          |            | 資本金           | 1,803,780  |
|          |            | 資本剰余金         | 1,909,872  |
|          |            | 利益剰余金         | 13,135,242 |
|          |            | 自己株式          | △80,066    |
|          |            | その他の包括利益累計額   | 22,388     |
|          |            | その他有価証券評価差額金  | 21,452     |
|          |            | 為替換算調整勘定      | 935        |
|          |            | 純資産合計         | 16,791,216 |
|          |            | 負債純資産合計       | 24,632,824 |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金         | 額          |
|-----------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                       |           | 43,199,688 |
| 売 上 原 価                     |           | 30,031,304 |
| 売 上 総 利 益                   |           | 13,168,384 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |           | 10,038,508 |
| 営 業 利 益                     |           | 3,129,875  |
| 営 業 外 収 益                   |           |            |
| 受 取 利 息                     | 2,029     |            |
| 受 取 配 当 金                   | 12,141    |            |
| 為 替 差 益                     | 23,595    |            |
| 受 取 手 数 料                   | 7,863     |            |
| 助 成 金 収 入                   | 7,848     |            |
| そ の 他                       | 4,545     | 58,023     |
| 営 業 外 費 用                   |           |            |
| 支 払 利 息                     | 25,114    |            |
| そ の 他                       | 536       | 25,650     |
| 経 常 利 益                     |           | 3,162,247  |
| 特 別 利 益                     |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 102       | 102        |
| 特 別 損 失                     |           |            |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 7,574     |            |
| 減 損 損 失                     | 2,295     |            |
| 賃 貸 借 契 約 解 約 損             | 5,246     | 15,115     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |           | 3,147,234  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 1,052,500 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 54,499    | 1,107,000  |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |           | 2,040,233  |
| 当 期 純 利 益                   |           | 2,040,233  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |            |         |             |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成26年4月1日 残高                  | 1,803,780 | 1,909,872 | 11,412,751 | △80,066 | 15,046,336  |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |            |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |           |           | △317,742   |         | △317,742    |
| 当 期 純 利 益                     |           |           | 2,040,233  |         | 2,040,233   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -         | -         | 1,722,491  | -       | 1,722,491   |
| 平成27年3月31日 残高                 | 1,803,780 | 1,909,872 | 13,135,242 | △80,066 | 16,768,828  |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額    |                 |                                 | 純資産合計      |
|-------------------------------|--------------------------|-----------------|---------------------------------|------------|
|                               | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |            |
| 平成26年4月1日 残高                  | 12,773                   | 172             | 12,946                          | 15,059,283 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                          |                 |                                 |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                          |                 |                                 | △317,742   |
| 当 期 純 利 益                     |                          |                 |                                 | 2,040,233  |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 8,679                    | 762             | 9,441                           | 9,441      |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 8,679                    | 762             | 9,441                           | 1,731,933  |
| 平成27年3月31日 残高                 | 21,452                   | 935             | 22,388                          | 16,791,216 |

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| (資産の部)          |                   | (負債の部)         |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>14,378,452</b> | <b>流動負債</b>    | <b>4,404,263</b>  |
| 現金及び預金          | 2,180,832         | 買掛金            | 178,546           |
| 売掛金             | 1,249,026         | 短期借入金          | 2,500,000         |
| 商貯蔵品            | 9,845,652         | 1年内返済予定の長期借入金  | 277,029           |
| 前渡金             | 10,163            | リース債           | 87,382            |
| 前払費用            | 20,661            | 未払金            | 385,575           |
| 繰延税金資産          | 188,379           | 未払法人税等         | 60,020            |
| 預け金             | 227,555           | 前受金            | 7,923             |
| その他の他           | 613,423           | 預り金            | 16,603            |
|                 | 42,757            | 賞与引当金          | 396,189           |
| <b>固定資産</b>     | <b>7,445,516</b>  | 役員賞与引当金        | 12,890            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,527,966</b>  | 商品保証引当金        | 12,034            |
| 建物              | 2,446,511         | ポインント引当金       | 81,307            |
| 構築物             | 23,940            | 資産除去債務         | 3,097             |
| 車両運搬具           | 1,900             | <b>固定負債</b>    | <b>1,262,579</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 358,740           | 長期借入金          | 346,808           |
| 土地              | 1,673,267         | リース債           | 56,431            |
| リース資産           | 21,967            | 退職給付引当金        | 329,708           |
| 建設仮勘定           | 1,638             | 役員退職慰労引当金      | 433,530           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>235,379</b>    | 商品保証引当金        | 3,864             |
| 借地権             | 6,000             | ポインント引当金       | 43,523            |
| 商標              | 1,250             | 資産除去債務         | 28,594            |
| ソフトウェア          | 108,960           | 長期預り保証金        | 20,119            |
| リース資産           | 108,961           | <b>負債合計</b>    | <b>5,666,843</b>  |
| その他の他           | 10,207            | (純資産の部)        |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,682,170</b>  | <b>株主資本</b>    | <b>16,135,672</b> |
| 投資有価証券          | 68,238            | 資本金            | 1,803,780         |
| 関係会社株式          | 771,758           | 資本剰余金          | 1,909,872         |
| 出資金             | 333               | 資本準備金          | 1,909,872         |
| 長期前払費用          | 36,725            | 利益剰余金          | 12,502,087        |
| 繰延税金資産          | 289,338           | 利益準備金          | 23,025            |
| 差入保証金           | 1,323,934         | その他利益剰余金       | 12,479,062        |
| 保険積立            | 190,143           | 特別償却準備金        | 4,021             |
| その他の他           | 1,700             | 別途積立金          | 10,400,000        |
|                 |                   | 繰越利益剰余金        | 2,075,040         |
| <b>資産合計</b>     | <b>21,823,969</b> | <b>自己株式</b>    | <b>△80,066</b>    |
|                 |                   | 評価・換算差額等       | 21,452            |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 21,452            |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>16,157,125</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>21,823,969</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |            |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 38,507,651 |
| 売 上 原 価               |         | 27,143,928 |
| 売 上 総 利 益             |         | 11,363,722 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 8,590,243  |
| 営 業 利 益               |         | 2,773,479  |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 受 取 利 息               | 125     |            |
| 受 取 配 当 金             | 22,941  |            |
| 為 替 差 益               | 23,744  |            |
| 助 成 金 収 入             | 7,848   |            |
| そ の 他                 | 7,340   | 62,000     |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息               | 19,590  |            |
| そ の 他                 | 576     | 20,166     |
| 経 常 利 益               |         | 2,815,312  |
| 特 別 損 失               |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 7,565   |            |
| 減 損 損 失               | 2,295   |            |
| 賃 貸 借 契 約 解 約 損       | 5,246   | 15,106     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 2,800,205  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 933,652 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 36,419  | 970,071    |
| 当 期 純 利 益             |         | 1,830,134  |



# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |              |                  |              |                  |            |            |                  |                  |
|---------------------------------|-----------|--------------|------------------|--------------|------------------|------------|------------|------------------|------------------|
|                                 | 資本金       | 資 本 剰 余 金    |                  | 利 益 剰 余 金    |                  |            |            |                  |                  |
|                                 |           | 資 本<br>準 備 金 | 資 本 剰 余<br>金 合 計 | 利 益<br>準 備 金 | その他利益剰余金         |            |            |                  | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
|                                 |           |              |                  |              | 特 別 償 却<br>準 備 金 | 別 積 立 金    | 途 剩 余 金    | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |                  |
| 平成26年4月1日 残高                    | 1,803,780 | 1,909,872    | 1,909,872        | 23,025       | 4,473            | 9,400,000  | 1,562,196  | 10,989,695       |                  |
| 事業年度中の変動額                       |           |              |                  |              |                  |            |            |                  |                  |
| 特別償却準備金の取崩                      |           |              |                  |              | △452             |            | 452        | —                |                  |
| 別途積立金の積立                        |           |              |                  |              |                  | 1,000,000  | △1,000,000 | —                |                  |
| 剰余金の配当                          |           |              |                  |              |                  |            | △317,742   | △317,742         |                  |
| 当期純利益                           |           |              |                  |              |                  |            | 1,830,134  | 1,830,134        |                  |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |           |              |                  |              |                  |            |            |                  |                  |
| 事業年度中の変動額合計                     | —         | —            | —                | —            | △452             | 1,000,000  | 512,843    | 1,512,391        |                  |
| 平成27年3月31日 残高                   | 1,803,780 | 1,909,872    | 1,909,872        | 23,025       | 4,021            | 10,400,000 | 2,075,040  | 12,502,087       |                  |

|                                 | 株 主 資 本 |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純 資 産 合 計  |
|---------------------------------|---------|----------------|------------------|------------------------|------------|
|                                 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |            |
| 平成26年4月1日 残高                    | △80,066 | 14,623,280     | 12,773           | 12,773                 | 14,636,054 |
| 事業年度中の変動額                       |         |                |                  |                        |            |
| 特別償却準備金の取崩                      |         | —              | —                | —                      | —          |
| 別途積立金の積立                        |         | —              | —                | —                      | —          |
| 剰余金の配当                          |         | △317,742       |                  |                        | △317,742   |
| 当期純利益                           |         | 1,830,134      |                  |                        | 1,830,134  |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |         |                | 8,679            | 8,679                  | 8,679      |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | 1,512,391      | 8,678            | 8,679                  | 1,521,070  |
| 平成27年3月31日 残高                   | △80,066 | 16,135,672     | 21,452           | 21,452                 | 16,157,125 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月19日

株式会社コメ兵  
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 棚 橋 泰 夫 ㊞

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 牧 原 徳 充 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コメ兵の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスクの評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コメ兵及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

株式会社コム兵  
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

代表社員 業務執行社員 公認会計士 棚 橋 泰 夫 ㊟

代表社員 業務執行社員 公認会計士 牧 原 徳 充 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コム兵の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスクの評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月26日

株式会社コメ兵 監査役会

常勤監査役  
(社外監査役) 小 崎 誠 ㊟

社外監査役 村 松 豊 久 ㊟

社外監査役 江 原 幹 夫 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営上の重要課題の一つとして考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しつつ、株主の皆様への安定的な配当を考慮いたしまして、以下のとおり、1株につき14円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金14円を加えた年間配当金は、1株につき28円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は153,392,834円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

① 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

② 当社及び子会社の事業内容の拡大及び多様化に伴い、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                  | 変 更 案                    |
|--------------------------|--------------------------|
| 第1章 総則                   | 第1章 総則                   |
| 第1条 (条文省略)               | 第1条 (現行どおり)              |
| (目的)                     | (目的)                     |
| 第2条 (条文省略)               | 第2条 (現行どおり)              |
| 1. ～5. (条文省略)            | 1. ～5. (現行どおり)           |
| (新設)                     | <u>6. 倉庫業</u>            |
| <u>6. 上記各号に附帯する一切の業務</u> | <u>7. 上記各号に附帯する一切の業務</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3条 (条文省略)<br/>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/>(3) 監査役会<br/>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/><br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。<br/><br/>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。<br/><br/>2. (条文省略)<br/>3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>第3条 (現行どおり)<br/>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(削 除)<br/>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/><br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、10名以内とする。<br/><u>2. 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u><br/><br/>2. (現行どおり)<br/>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> | <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第25条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員 数)</u></p> <p>第28条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> | <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第35条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="165 198 554 516"> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> </p> <p data-bbox="129 550 297 575">第6章 計算</p> <p data-bbox="129 614 426 639">第36条～第39条 (省 略)</p> <p data-bbox="152 678 241 703">(新 設)</p> | <p data-bbox="689 157 860 182">変 更 案</p> <p data-bbox="564 550 732 575">第6章 計算</p> <p data-bbox="564 614 911 639">第31条～第34条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="564 678 613 703">附則</p> <p data-bbox="564 743 949 802"> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> </p> <p data-bbox="572 810 981 1025"> <u>1. 当社は、第37回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> </p> <p data-bbox="572 1035 981 1282"> <u>2. 第37回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u> </p> |

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 石原 卓児<br>(昭和47年9月21日生) | 平成10年4月 当社入社<br>平成21年6月 当社取締役営業企画部長兼WEB事業室長<br>平成23年4月 当社常務取締役店舗営業本部長<br>平成24年6月 当社代表取締役副社長<br>営業本部長<br>平成25年6月 当社代表取締役社長<br>営業本部長<br>平成27年4月 当社代表取締役社長（現任）                                         | 893,700株   |
| 2     | 山田 康雄<br>(昭和27年5月25日生) | 昭和53年2月 合資会社米兵（現株式会社コメ兵）入社<br>平成2年8月 当社取締役人事部長<br>平成6年8月 当社常務取締役統括本部長<br>平成10年4月 当社専務取締役管理本部<br>平成19年6月 当社専務取締役営業本部長<br>兼名古屋営業本部長<br>平成25年1月 当社専務取締役管理本部長<br>兼内部統制室担当<br>平成27年4月 当社専務取締役経営企画本部長（現任） | 78,900株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | さわだ としお<br>沢田 登志雄<br>(昭和32年11月20日生) | 昭和55年4月 合資会社米兵(現株式会社コメ兵)入社<br>平成11年6月 当社取締役営業本部副本部長兼第2営業部長<br>平成14年4月 当社常務取締役営業本部長兼第2営業部長<br>平成24年6月 当社常務取締役商品管理本部長<br>平成24年6月 株式会社KOMEHYOオークション代表取締役社長(現任)<br>平成24年7月 KOMEHYO HONG KONG LIMITED代表取締役社長(現任)<br>平成27年4月 当社常務取締役営業本部長兼営業企画部長(現任) | 63,900株    |
| 4     | せ こ ただし<br>瀬古 正<br>(昭和31年9月26日生)    | 平成19年6月 当社監査役<br>平成20年6月 当社取締役内部統制室長<br>平成24年1月 当社取締役管理本部長兼株式会社クラフト代表取締役社長(現任)<br>平成24年6月 当社常務取締役営業企画部・WEB事業部担当<br>平成25年5月 株式会社オートパーツKOMEHYO代表取締役社長(現任)<br>平成27年4月 当社常務取締役管理本部長(現任)                                                            | 9,600株     |
| 5     | とりた かずとし<br>鳥田 一利<br>(昭和36年12月10日生) | 平成6年3月 当社入社<br>平成15年6月 当社取締役経営企画室長<br>平成25年1月 当社取締役管理本部副本部長経理部長兼経営企画部長<br>平成27年4月 当社取締役管理本部副本部長兼IR戦略室長(現任)                                                                                                                                     | 44,200株    |

(注) 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 小崎 誠<br>(昭和31年3月3日生)   | 昭和53年4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行<br>平成13年7月 株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）名古屋地域営業部次長<br>平成15年3月 あさひ銀ビジネスサービス株式会社（現りそなビジネスサービス株式会社）出向<br>平成18年4月 りそなビジネスサービス株式会社名古屋地区センター所長<br>平成20年6月 当社監査役（現任）<br>平成20年10月 社会保険労務士登録 | 13,000株    |
| 2     | 村松 豊久<br>(昭和28年5月30日生) | 昭和58年4月 弁護士登録<br>昭和62年4月 村松豊久法律事務所開設<br>平成15年6月 当社監査役（現任）                                                                                                                                                  | 300株       |
| 3     | 江原 幹夫<br>(昭和22年8月25日生) | 昭和47年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行<br>平成13年6月 株式会社中京テレビ事業入社、取締役総務部長<br>平成16年6月 同社常務取締役<br>平成20年6月 同社顧問<br>平成21年6月 辻・本郷税理士法人 名古屋支部営業企画部長<br>平成21年9月 同法人退社<br>平成22年6月 当社監査役（現任）                              | 6,200株     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 小崎誠氏、村松豊久氏及び江原幹夫氏は、社外取締役候補者であります。現在各候補者は、当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任する予定であります。また、当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対



して、小崎誠氏、村松豊久氏及び江原幹夫氏が独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

3. なお、社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 小崎誠氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、金融機関での勤務経験があり、財務をはじめとする経営全般において高い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断、選任をお願いするものであります。
- (2) 村松豊久氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで社外役員以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、現役の弁護士であり、経営全般の監視をお願いするとともに、経営判断において高度な法律面からのアドバイスを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 江原幹夫氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関での勤務経験及び会社役員として会社経営に携わった経験があり、財務をはじめとする各分野において高い見識を有しているため、経営全般の監視をお願いするとともに、客観的な立場でのアドバイスを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (4) 当社の社外監査役に就任してからの年数（本総会終結時）は以下のとおりであります。

| 氏 名   | 就 任       | 在 任 年 数 |
|-------|-----------|---------|
| 小崎 誠  | 平成20年 6 月 | 7 年     |
| 村松 豊久 | 平成15年 6 月 | 12年     |
| 江原 幹夫 | 平成22年 6 月 | 5 年     |

- (5) 本議案が承認された場合には、当社は、小崎誠氏、村松豊久氏及び江原幹夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定による、監査等委員賠償責任限定契約の締結を予定しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
  - ・ 監査等委員である取締役として職務を行うにあたり、善意かつ重大な過失が無いときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う。

### 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成26年6月25日開催の第36回定時株主総会において年額2億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の承認可決を条件として、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額を設定することをお諮りするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮し、年額2億円以内とさせていただきたいと存じます。なお、使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まないものといたします。

監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員の職務と責任を考慮し、年額3千万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第3号議案並びに第4号議案が承認可決されまると、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名、監査等委員である取締役は3名となります。

### 第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度の業績等を総合的に勘案し、当事業年度末時点の取締役6名に対し、総額1千2百39万円、当事業年度末時点の常勤監査役1名に対し50万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

各取締役に対する金額につきましては、取締役会にご一願いたいと存じます。

なお、当社の取締役の報酬額につきましては、平成26年6月25日開催の第36回定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、本役員賞与支給議案は、かかる年額報酬額とは別枠としてご承認をお願いするものであります。

## 第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役を退任されます石原司郎氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴                                                                                                  |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いしはら しろう<br>石原 司郎<br>(昭和26年5月12日生) | 昭和54年5月 当社取締役<br>昭和61年7月 当社専務取締役<br>平成2年8月 当社代表取締役副社長<br>平成10年1月 当社代表取締役社長<br>平成25年6月 当社代表取締役会長(現任) |

以上

## ◆定時株主総会会場ご案内図◆

会 場 名古屋市東区葵三丁目16番16号  
 メルパルクNAGOYA 2階 瑞雲（東）  
 TEL. 052-937-3535

- 交通機関 ●地下鉄東山線「千種駅」下車、1番出口前  
 ●地下鉄桜通線「車道駅」下車、3番出口より南へ徒歩2分  
 ●JR中央線「千種駅」下車、地下鉄1番出口前

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

